

報道関係者各位

クマ出没注意報の発令について

県内では、クマの目撃情報が増加しており、4月20日から26日までの市街地でのクマの目撃件数が5件となりました。市街地でクマによる人身被害が発生するおそれがあるため、このたびクマ出没注意報を発令します。

人身被害の防止に向け、下記を参考に、県民に注意を喚起してくださるよう御協力をお願いいたします。

記

1 クマ出没注意報の発令期間 令和8年4月27日から（当面の間）

2 クマ出没注意報の発令基準

- (1) 直近1週間の市街地（人口稠密地）におけるクマの目撃件数が5件以上になったとき
- (2) その他クマによる人身被害等の発生が懸念されるとき

3 県民への注意喚起

- (1) クマの目撃情報等があったところでは、音の出る物で、クマに自分の存在を知らせてください。
 - ・突然クマに出合わないよう、クマの目撃情報等があったところでは、ラジオやクマ避けの鈴、笛など、音の出る物で、自分の存在をクマに知らせましょう。
 - ・県ホームページ「山形県クマに関する情報」－「クマ目撃マップ（けものおと2）」に目撃情報等を掲載していますので、目撃場所等を確認してください。（[山形クマ](#)で検索）
- (2) 早朝・夜間はクマに出合う可能性が高くなります。クマの目撃情報等があったところでの早朝・夜間の外出は特に注意してください。
- (3) 万一、クマに出会ったら、落ち着いてゆっくりとその場から離れてください。
 - ・遠くにクマがいる場合は、あわてずに落ち着いてその場から離れましょう。
 - ・近くにクマがいる場合は、背を向けず、落ち着いてゆっくりその場から離れましょう。
 - ・襲われそうになったら、両腕で顔や頭を覆って、ダメージを最小限にとどめましょう。
 - ・クマを目撃した場合は、市町村又は警察署に連絡してください。
- (4) 家の周囲の取り残しの果実や野菜、ハチの巣は撤去し、生ゴミなどは放置しないでください。
 - ・廃果や野菜くずなど人にとっては利用価値のないものでもクマにとっては餌になります。ハチの巣や生ゴミなどもクマを呼び寄せますので、撤去しましょう。
- (5) 河川敷や公園などの刈払いを進めてください。
 - ・クマは、河川や公園などの緑地に隠れて移動し、市街地へ出没します。市街地周辺の下草刈りを行い、クマの出没を防ぎましょう。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



（担当）

環境エネルギー部みどり自然課
鳥獣被害対策室 室長補佐 佐藤

TEL：023-630-3042

〔広報監〕

環境エネルギー部次長

高嶋